

受託候補者特定基準

		審査項目	主眼点	配点
1 実 施 方 針 等	①	管理体制及び業務スケジュール	業務全体の管理体制（総括責任者、指揮命令系統等）が明確かつ適切であるか（再委託がある場合は、再委託先の責任体制も含む）。業務を遅滞なく適切に履行できる計画（具体的な進捗管理の方法含む。）となっているか。	(10)
	②	対象者の抽出及び対象者審査・管理用データベースの構築・運用保守業務	発注者の要望を備えたシステムとなっているか。また、具体的な内容が示されており、業務を円滑かつ効率的に行うことができる内容となっているか。	(15)
	③	オンライン申請システムの構築・運用保守業務	発注者の要望を備えたシステムとなっているか。また、具体的な内容が示されており、申請者の利便性を考慮した内容となっているか。	(5)
	④	コールセンター等業務	問合せ者等を待たせることなく、業務を停滞させることのない安定的な体制が示されているか。問合せ急増時の対応等が具体的に示されており、適切な内容となっているか。	(10)
	⑤	申請窓口業務	来所者を待たせることなく、業務を停滞させることのない安定的な体制が示されているか。運営方法やセキュリティ対策等が具体的に示されており、適切な内容となっているか。	(15)
	⑥	事務センター業務	業務を停滞させることのない効率的で安定的な体制が示されているか。誤支給を防止するための方策等が具体的に示されており、適切な内容となっているか。	(15)
	⑦	従事者の確保・育成	従業員の選定・要員確保の方法が具体的に示されているか。従業員に対する研修や教育が十分に行われる体制となっており、業務を円滑に行うことができる内容となっているか。	(10)
小 計				80
2 そ の 他	①	受託実績	提案内容の実現性を信頼できる受託実績を有しているか。	(10)
	②	地域貢献度	提案者の住所（所在地）や再委託先が広島市内にあるか。	(5)
	③	費用見積額	適切な事業経費の見積となっており、経費圧縮に努めているか。	(5)
小 計				20
合計				100

【評価方法】

- (1) 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。
- (2) 定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務プロポーザル審査委員会において、受託候補者特定基準に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。
- (3) 受託候補者特定基準に記載の「1 実施方針等」及び「2 その他」の合計をもって事業者の得点とし、プレゼンテーションによる審査の得点の高さに基づき受託候補者の優先順位を決定する。
- (4) 合計点が6割（60点）に満たない場合、その提案は無効とする。